

労働保護法の 13 の新規則

労働監督者の人材強化による労働監督の最適化も含まれる。労働監督委員会を設立する。

労働保護法案の承認は、全国労働制度の新たな章の始まりを示している。この法律は単に規則を追加するだけでなく、労働者保護を強化し、雇用主に法的確実性を提供し、変化する雇用の世界の中で雇用関係を再編成する使命を帯びている。

労働大臣のヤッセルリ氏は、この法案が国の労働管理の調和と改善に成功しただけでなく、憲法上の秩序、すなわち憲法裁判所の決定を追及するものでもあると述べた。

「この法案は、インドネシアにおける労働法の新時代を提示するための共同のコミットメントです」とヤシエルリ氏は、2026 年 5 月 10 日火曜日の議会全体会議で述べた。

ヤシエルリ氏は、雇用保護法案が少なくとも 13 の新規定を規制していることに注目した。

1. 国家専門職認証機関(BNSP)を通じて労働能力認定を強化する。BNSP を大統領に対して直接責任を負う独立した非構造機関として強化する。
2. 労働監督者の人材強化を通じて労働監督を最適化すること。労働監督者の数と各地区や市の労働者数、または企業数の比率に注目する。さらに労働監督委員会の設置も行う。
「監督はインドネシア共和国議会も行う」と彼は述べた。
3. 中央政府および地域政府からの労働データと情報を統合する。目標は労働政策の質を確保し、中央政府と地域政府間の労働計画の同期を図ることである。
4. 解雇(PHK)となった労働者に対する失業保証の準備金(JKP)を規定する。
労働監督者の人材強化による労働監督の最適化も含まれる。労働監督委員会を設立する。
5. 産休や流産、賃金など労働者・女性労働者の権利の保護を確実にする。
6. 障害のある労働者の保護を確実にする。
7. 労働者の採用および配置過程における卒業証書やその他の個人文書の保管禁止を確実にする。
8. 雇用主、労働者、労働組合、政府の役割を連携して労働生産性の向上を強化する。
9. 将来新たに生まれる雇用に対応するために柔軟な働き方の保護範囲を拡大する(未来の働き方)。
10. BPS は全国賃金評議会と連携し、地域賃金評議会の役割を強化した後、適切生活ニーズ調査(KHL)を実施する。
11. 求職者、研修生、見習いの保護を最適化する。
12. 法的結婚に縛られた外国人およびインドネシア市民(法的結婚の子供を含む)に対する外国人労働者の利用を規制する。
13. 子会社によるアウトソーシングの実施を義務付けることで、国有企業におけるアウトソーシング労働者の保護を強化する。ヤシエルリによれば、労働保障法案は労働者・労働者の基本的権利の保護とビジネス界の持続可能性とのバランスを反映している。

以前、人材保護法案の執行委員会(パンジャ)委員長であり、下院第 IX 委員会副委員長のニハヤトゥル・ワフィロ氏は、最初の段階の協議は 2026 年 9 月 14 日に行われた作業会議を通じて開

始されたと説明した。政府は問題リスト(DIM)を提出し、その後第 IX 委員会が 2026 年 10 月 5 日まで活動する委員会を設置した。

この法案の起草は、労働者と雇用主の法的保護と確実性を強化することで、より強力な全国労働制度の構築を目的としている。さらに、雇用の拡大、能力と生産性の向上、公正で適切な賃金、調和のとれた公平な労使関係を奨励している。この規則はまた、労働の世界やデジタルトランスフォーメーションの変化を先見しつつ、労働法の監督と執行を強化する準備もしている。

「労働者保護、企業の持続可能性、経済成長、国家競争力のバランスを取ること」と、PKB の政治家は昨夜、下院第 IX 委員会の会議室で行われた雇用保護法案の第一段階意思決定に関する作業会議で述べた。

この法案は 23 章からなる一般規定を扱っている

1. 目的の原則
2. 機会均等と待遇
3. 雇用計画と情報
4. 生産性向上
5. 職業訓練と見習い制度
6. 労働配置
7. 雇用機会の拡大
8. 非公式セクター労働力
9. 外国人労働者の利用
10. 雇用関係
11. 特定の雇用関係
12. 保護、賃金および福祉
13. 労使関係
14. 解雇
15. 退職準備金
16. コーチング
17. 監督
18. 調査
19. 刑事規定
20. その他規定
21. 移行規定
22. 閉会規定